

使いました、第三号被保険者の方の三号期間と、その配偶者でいらつしやる方の二号被保険者期間、これについて整合性に欠ける、そこがある方、そういう方の件数を調査した結果でございませぬ。

○田村(憲)委員 百万件、百万人、どっちですか。

○石井政府参考人 ある一時点での調査ということとで申し上げておきますので、約百万件ということとで申し上げたいと思います。

○田村(憲)委員 百万件が何万人かというの、かなり近い数字なのか、さっぱりわからないのか。つまり、百万件が百万人に近いのか、それとも、そうじゃなくてかなり多いがあるのかというの、どうなんですか。

○石井政府参考人 おおむね近いというふうに理解をしております。

○田村(憲)委員 きょう、ちょっとお聞きしたら、正確な話ではないんだらうけれども、二十万人くらいが受給者じゃないのかなというふうなお話をお聞きしましたよ。

私は何でこんな質問をするかというと、これから裁定を、残りの八十万人と仮定すれば、その方からされていくわけです。最終的に記録が不整合なまま残る方々は、八十万人のうちの何人か、何万人か、何十万人か、余り何十万人もいては困るんですけれども、なるわけですよ。その間の方々は、裁定をされるから、ちゃんとした記録になる。

問題は、そのときに裁定された方々が、要はたぶん未納期間が発生すると、これは年金をもらえなくなる可能性がありますね。すると、その方々の老後の生活が大変だというふうな、そういう問題意識があったから今回のようなことを運用でなされたのかということをお聞きをしたい

第一類第七号 厚生労働委員会記録第三号 平成二十三年三月八日

んですけれども、そういう理由なんですか。

○大塚副大臣 三月二十九日に至る議論の過程、私もつぶさに報告を受けました。今、田村議員が御指摘になった点も考慮すべき点として検討されたというふうな理解しております。

○田村(憲)委員 ならば、もうちょっと記録を確認して、今言ったような、裁定によって減額といいますが、本来の記録に比べて、年金の減額、これは未納期間、それによって受給する年金額、これが少なくなる方々、かなり少なくなるという話ではないですね。例えば、三月月や四月月ぐらいの話ならば許容範囲かわかりません。五年も十年もという話なら、致命的な老後の生活に対しての年金の受給額になるかわからない。そこまでちゃんと調査をされた上で、その上でどういふ対応をすべきかということをお立ちどまって考えるべきだったんじゃないのか。

じゃないと、余りにも、今までさんざんばらそういうことは起こっているわけですよ。その方々の救済策が、本来ならばまず第一であつたんじゃないんですか。これからの人たちは、これから裁定していくわけですから、まだ年金の受給に結びつく方々は随時来ますけれども、百万人というの、すべて出てくるわけじゃないわけですね。今まで既に起こつた方々で、低年金の方々、無年金の方々がおられるわけですよ。そちらへの対応がまず第一であつて、第二義的にこちらの話だつたんじゃないんですかという話を私はさせていた。だいたいなんですけれども、そちらも含めて、では、この議論に入つていけば当然今までの、低年金はどうするんだという議論になつてくるわけなんですかけれども、そこを含めて今、厚生労働省、どうお考えですか、大臣。

○細川國務大臣 だから、委員が今言われたようなことを過去にさかのぼって訂正すれば、当然、低年金をしてもまた無年金になるような方も出てくる、そういうことも配慮して、運用で今回のようなことを決めたらどうかというふうな思いです。

しかし、それは委員が言われるように、低年金あるいは無年金ということをお断るためにどうしたらいいのか、こういう点も、これはもう十分考へなければいけないというふうな思いです。それは、これから私も考へていく法的な改正も視野に入れた、抜本的な解決をするときにはそういうことも考へもしなければというふうには思っております。

しかし、この問題は本当に難しく、公正ということを考へて、あくまでも正しい記録に基づいて年金額を決めていく、あるいは引き続き年金額を決めていく、あるいは減額していくとかいう、その公正さの問題。それから、自分は三号被保険者ということ、社保庁からもそれが良実のように扱われてきたということも信じていた人たちも、そういうことをどのようにして保護するかという観点、どちらも大変重要なことでありまして、これから抜本的な解決に向けて、その二つの観点を考慮しながらいろいろと決めていく、こういうことになると思います。

○田村(憲)委員 もう時間ですからやめますけれども、本年の秋に一斉抽出を行つて、この記録の一斉訂正みたいな話がありますが、この被保険者、つまり、だんなさんがサラリーマンをやめた方々はある程度わかってくるんだと思うんですけども、百三十万という奥さんの所得の問題というのは、これはそう簡単じゃないんです。ですから、あなた方が、我々が与党であな方が野党のときに、年金問題、何か一刀両断に、自分たちが政権を握つたらきれいきっぱりできますよというふうな雰囲気であるようなことをおっしゃられましたけれども、本当に難しい問題を、まあ、技術の進歩とともにいろいろのものが解決できるようなつてきていますけれども、歴史の中でいろいろな難しい問題を抱えながら走つてきておるといふ認識を持っていたら、とにかく早く問題を解決して、この運用三号のような問題がなくなるようにこれからは努力していただきたいということをお願いして、私の質問は終了

いたします。

○牧委員長 次に、坂口力君。

○坂口(力)委員 細川大臣、お疲れさまでございませぬ。また年金の問題をここで聞かざるやならないというのはいまのことから話でございまして、厚生労働大臣というのは、次から次と問題が起つてきて、なかなか休む暇もない、責められることばかり、本当にお気の毒だと私も正直に思つております。

先に断りを言つておかなきゃならないんですが、きのう、きょう質問ということをお聞きしまして、きのう一日スケジュールがあつたものから、ゆうべ帰りましたから質問をつくつたもので、皆さんの方にこの質問の通告をするのがけさになつてしまつた。ちゃんと大臣のところにも届いているかどうかともよくわからないような状況でありまして、まずお呼びを申し上げておきたいというふうな思いです。

私、四十分いただいているんですけれども、しつぱりして、問題は二つしかありません。四十分もつかどうかかわらないので、早く終わりましたらもう早く終わらせていただきますので、お許しをいただきますというふうな思いです。

それで、今も田村議員からお話がありました。私、いわゆる運用三号について私もお聞きをしたんですけど、いやいやいらないらうというふうな思いです。予算委員会やら、あるいはまたこの委員会でも今も出ましたし、もういろいろの角度からお話が出ていますから、お話は出尽くしているというふうな思いです。思いますが、一、二だけ、ひとつ御確認をさせていただきたいことがございまして、させていたいただきたいというふうな思いです。

一つは、大臣が交代されるときに、厚生労働大臣事務手続書というのがございませぬ。前の大臣から分厚いのをもらつて、そして署名するといふ儀式がございまして、その厚いのをもらつて、ちゃんとそれをお読みになつたかどうかはわからぬし、私も全部読んだ記憶があるとは言い切れない

七

いわけでありますけれども、でも、大なりところは、各局が来まして、今こういう問題がありま

人に、早く調べてこちらへ知らせたいことを

わけですね、今回の結論は、厚労省として、それ

ふうには思わないですね。皆が疑いの目

それで、この事務手続書の中にこの年金の運用

もう一つ、皆さん方のお手元に一枚配らせてい

もう一つは、実は、平成十九年、二十年に、ね

今、何人かの委員の方々から、それは届け出の

だから、これはなかなか大なりな話で、全部それ

通知により今回の対応を行うこととしたもの。

したがって、平成十九年、二十年のねんきん特

そうすると、この二年間、制度をよく御存じで

細川國務大臣 先生言われるように、あの引き

それで、これを、読ませていただいただけでは

だから、いわゆる特別便を出したから、そこに

だから、もちろん、中には制度をよく御存じの

坂口(力)委員 けさ出すのが遅かったというこ

結果を尊重し、整合性の追求を、定範囲にとどめ

だから、いわけの特別便を出したから、そこに

だから、もちろん、中には制度をよく御存じの

確認するすべしなかなかないという事は、これは与野党関係なく、先生方に客観的な事実として御理解をいただきたいというふうに思います。

○坂口(二)委員 それは、いわゆる便をこちらから出す場合に、出す方も、もう御主人がやめてお見えになるのに三母になっているというところが一見してわかるものもありますね、御夫婦の出すんですから、それは具体的に、これは間違っているなとか何とかというところもチェックすることなしに、今まで書いてあったものをそのまま出しておる、こういうことになるでしょうかね。

副大臣にこれを責めても仕方がないかも知れませんが、もうこれは余り、何處かやっちゃって意味がありませんので。

それで、ここは、一応これは行政側の責任を認めた。一応認めたから、懲り性の追求を一定範囲にとどめるということにしたわけですね。そこはそれでよろしいですね。間違っていたら間違っていたら、簡単に。

○大塚副大臣 昨年三月二十九日に至る議論を調査した限りにおいては、行政側にも一定の責任があるということも認めた上で今回の決定だったというふうに認識しております。

○坂口(一)委員 今回の場合は、消えた年金と違いまして、御主人が会社を変わられた、あるいはまた、自分がアルバイトをしてたくさん取っていた、取らなくなった、そうしたことがあったときに、年金をきちっと届け直しをしなければならぬというふうにも、それは届け出を忘れたわけですね。忘れた年金ですよ。消えた年金じゃなく、これは忘れた年金です。

そうすると、この忘れた年金を行政側の責任というふうにも認めるのであれば、消えた年金は行政側の責任として認めないんですか。消えた年金こそ行政側の責任であって、これは忘れたんですから、行政側の責任もあるかも知れませんが、個人の責任もありますね。そうでしょう。

このところは行政側の責任というふうに認めて、消えた年金の方は、これはなかなか前へ進まないところがあるんですよ。各都道府県に委員をつくらせてもらって、そしてそこで見てもらって、いますけれども、なかなか受け付けられない。本人の届け出、それは、いかにこうだったというのを傍証もつけて届け出をしましても、なかなかうんと言ってもらえないことが多い。消えた年金の場合には、そういうケースがたくさん地域で起こっている。

行政側の責任を認めるというんだしたら、私には、この消えた年金こそ行政側の責任が大きかったと思うんですが、それだったら全部、みんな同じようにしなきゃならないし、そこはどうか振り分けるんですか。行政側の責任というのを具体的ににして行政側の責任ということを決めてお見えになるんですかということをお聞きしたい。

○細川国務大臣 先生がおっしゃるように、この問題については、本来ならば届け出をしななければいけない当人のいわば責任でありませぬけれども、しかし、その本人が忘れていたのではないかと、だからこれはむしろ本人の方にそういう責任があるのではないかと、こういう御懸念だと思えますが、ただしかし、忘れておられる人に対しては、あなたは一応被保険者として届け出をしななければいけないんですよというように、本来社保のほうからもしっかり本人に届け出の勧奨をすべきだったと私は思うんです。

ところが、平成十年までは、本当に一般的に書類などで勧奨をしただけであって、御本人の方にそういうようなことをしてはなかったということも、これはやはり社保として私は落ち度があったのではないかとこのように思っております。それから、平成十年から十七年くらいまでの間は、個別に勧奨をしたこともありましたけれども、勧奨のしつ放しというふうなことです。そして、十七年からは、これは届け出をするようにという勧奨をして、そして届け出をしななければ、一定期間の後これを強制的に、付に変える。

こういうこともやっているわけなんですけれども、先ほど、忘れていた人も責任があるのではないかと、これに対しては、私は、社保の方のしつかり届けるようにということで、法律どおりのやり方をやるべきであったのではないかとこのように思っております。

それから、今、厚労省の方から連絡がございまして、先ほどの私の引き継ぎの件でございまして、前大臣からの私への引き継ぎの中にも、このいわゆる運用三母の件についてはなかった、存在しないということでございます。

○坂口(二)委員 では、最初の問題を先に決着をつけたいというふうに思います。

大臣おっしゃるように、それは丁度そういふふうにはやっているにこしたことはないわけですよ。だけれども、今までそこまで丁寧なやり方ではなかった。これだけの問題じゃないわけですね。それで、私個人もそれがまた違うところへ行ったりして、いわゆるちぎれちぎれになって、そして消えたといふふうになつたりもした、そういうこともあるわけですね。これこそ、本当はちゃんとこなきやいけなかつた問題です。

だけれども、年金というのが、それぞれの企業を中心にしてきたり、だんだんそれが合併されてきて、一つにまとまってきたものから、その過程においては、その辺のところはしっかりとしないなかつた。ただ名前だけしか書いていなかった、住所も書いていなかったといったようなものもあつたりしたというふうなことでありますから、それはそのときそのときの時代的背景というものもあつたので、一概には言えませんが、大臣が今おっしゃるように、それはきちつとやっておくべきものであつた。

そういうことができていなかったからこれは行政側の責任というものを認める、こういうふうには言っていたら、それはそれで決断として私は結構なことだと思ふんです。それだったら、先ほど申しましたように、消えた年金の方も、これは行政

側の責任はもっと重かつた。もっと重かつた方は本人の届け出等はなかなか認められないという状況に置かれておいて、こだけ届け出を尊重して処理をしていくというふうにするのは、全体的に見て、少しそれは公平を欠くのではないかとこのように私は思います。

それにひとつお答えをいたしたい、あと、その書いてなかったという話に移りたいと思ふます。○細川国務大臣 その消えた記録の問題、実際は保険料を納めていたけれどもそれが本人の記録に載っていないというふうな事については、これは行政の責任でございますから、今、記録の回復に向けて最大の努力をいたしているところでございます。

今やっておりますのは、大きいところでは、紙台帳とコンピュータの記録の突合をいたしております、その突合によってどのような形で突合していないかということがわかりましたならば、それを回復させて、御本人に納めた年金どおりの年金が支払われるような、そういう作業も今やっております。

年金記録、特に先生の言われる社保の、行政の責任によって、せつかく払った保険料が本人の基礎年金番号の記録の方に記録されていない、それは今一生懸命、それを回復するために努力もさせていたというふうなことも御理解いただきたいと思います。

○坂口(一)委員 御努力がされていることは敬意を表したいというふうに思ふますが、行政側の責任、これは行政側の責任だ、責任でないんだという判断は一体何によって行うのか。それは行政マンが自分たちで行うべきことなのか。

こういうときには行政側の責任として処理をすべきだというふうなことはきちつと法律で定めておいて、そして、それに従って行政マンが動くというふうにするのが筋ではないかというふうに思ふますけれども、その辺のところは、ここに書いてある文章は、厳格な範囲で許されるものだというふうに出ておる。そうしますと、これはも

う、これから、法律をつくらずに、この辺のところは行政の裁量で行うべきことだ、これは行政の責任であるかどうかという判断は行政マンに決めさせる。

どうしましても行政マンは、自分たちのやったことですから、それはできた責任はないようにしたいとか、いろいろ、これはこの程度でおさめたいとか、それは思いますよ。行政マンの責任のあるなし、あるいはまた程度、そのところはやはりきちつと決めておかないと、この年金制度というものをこれからやっていくために、非常にいろいろ弊害になってくるのではないかと、これは一つ指摘をさせていただきたいというふうに思います。

さて、最初の問題に戻りますが、長官大臣から引き継がれた引き継ぎ書の中にはこの問題は書いてなかった、これはやはり問題ですね。これだけ大きな問題を次の大臣に引き継ぐのに、引き継ぎ書に書いてないというのは、これは私は問題だと思えますね。

細川大臣は言わなくてもみんなよく御存じだから書かなくてもいいというふうにおっしゃるかどうかは知りませんが、でも、大臣がよく御存じである、御存じでないは別にして、現任一審問題になっていくこと、これから先、それをさらに継ぎ足してやってもらわなければならないことは、あの中に書くんですすよね。それがその中に書いてなかったというのは、ミスター年金と訂われた人にしては甚だ落ち度があったということではないでしょうか。

だから、ここは、厚生労働省の中の引き継ぎ、次から次にかわるわけですから、継続しておる問題がたぐさんあって、大事な問題がある。大事な問題はきちつと引き継ぎもし、そしてちゃんと書ってもらわないと、大臣もわからないですすよね。ですから、そのところはひとつこれから改革をしてもらいたい。

大臣に何を報告するのか。全部報告されたらたまったものじゃないですすね。多分、今、厚労省の

お役人、数万人はお見えになると思います。私のおきには国立病院がありましたから十万人だったんですけれども、国立病院はちよつと独法で横に抜きましたから、でもまだ数万人はお見えになるというふうに思います。だから、一々全部報告してもらったら、厚生労働大臣はパンクしてしまいいますね。だけれども、大事な問題は大臣にきちつと報告してもらわなければならないし、ましてや、引き継ぐときにはちゃんとそれは書いておいてもらわないといけないと思わうんです。

そうしますと、大臣としては、その引き継ぎ書をよく見られたかどうかは別にして、書いてなかった、そして、その後、各局からいろいろの現状の報告を受けられた、その現状の報告を受けられた中にもこの三ヶ月問題というのは含まれていなかった、そういうふうには理解してよろしゅうございませぬ。

○細川國務大臣 大臣に就任をいたしまして、各局からいろいろのレクチャーがございまして、当面の課題についていろいろとお聞きをいたしました。

その中で、いわゆる運用三号の件については、事務方からの説明はございませぬでした。○坂口(力)委員 それともう一つは、これは大臣にも今後のこととして正していただかなければならないわけでありまして、局長通達、課長通達、一体全体どれくらいたくさんあるのかよくわかりませぬ。だけれども、中には、この局長通達なんというものは、法律よりも地方は、それはもう貞剣に考えて、守らなければならないものという、法律以上に考えているところがありますね。

例を挙げますと、かつて原簿被爆者の中で、在外被爆者の皆さん方に対しては手当を出さないことになってた。これは法律ではなくて局長通達だったわけですね。一片の局長通達で、この人たちはすつともらえずに来た。だけれども、それはおかしいと思わうと思わう。法律に書いていないんですから、そんなもの決まっていらないので、それを局長通達だけでもらえないという

ことになっておるのをおかしい。

その局長通達をひとつ直してほしいということをおししました。それで、これは変えてもらいました。そして、外国人被爆者にも手当が出るようにしてもらった。まだ十分とは言えませぬけれども、でも、随分前進したというふうには思っています。

この辺のところ、局長通達を出したら、その出した局長通達は、こういう通達を出しましたということがきちつと大臣のところに来るようになる。あるいは、課長の場合には局長がきちつと把握するということでしょうか。その辺のところもきちつと整理をしていただかないと、今回のようなことが起こってしまうという可能性がありまので、そこはひとつ大臣のもとで整理をしていただきたいというふうに思います。

あと四分開らぬ残してありますけれども、後の方は古屋さんですか。それでは、あとはもう古屋議員にゆだねまして、私の質問はこれだけにさせていただきます。

○古屋(範)委員 次は、古屋(範)さん。さようは、予防接種の問題についてお伺いをしたいと思っております。先週でございまして、小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンを含む同時接種後の死亡事例が報告されました。聞いておりますのは、昨日までに五例というふうには何つておりますけれども、その経緯、そしてきょう、現時点までの厚生労働省の対応についてまずお伺いをしたいと思います。

○大塚副大臣 今御下問の点につきましては、正確に申し上げますと、小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンを含むワクチンの同時接種が昨秋開始しておりますが、その接種後の死亡例が三月二日から三月四日まで四例、厚生労働省に報告をされました。そして、昨日五例目が報告を

されました。

経緯としては以上でございますが、ワクチン接種と死亡例との因果関係については、報告医師によれば、いずれも現時点では評価不能または不明とされており、また、死亡事例が相次ぐという状況はこれまで見られなかったこと、また、治療とは異なり、接種を一時見合わせても直ちに健康上の問題とならないため、因果関係の評価を実施するまでの間、先週の金曜日付で念のため接種を一時的に見合わせ、きょうこの時点に至っております。

○古屋(範)委員 昨日も西宮市長、また宝塚市長がいらつしやいまして、大塚副大臣に安全性の確保について要望があったところでもございまして、西宮市からは、こちらと宝塚におきましてはロット番号が同じであったということ、自治体の方で先にワクチンの使用を差し控えていたということでもございまして、その要望の中にも、同じく退避に小児用肺炎球菌ワクチン及びHibワクチンの接種を一時的に見合わせることを決定して下さったという上で、その通知をしっかりとしたところである、今後、今回の予防接種後の死亡事例の詳細な検討を早急に実施していただき、今後の方針を速やかに決定していただきたいと思います。

この事例、副大臣から御紹介がありましたけれども、小児用肺炎球菌ワクチンとHibを同時接種した、この例につきましては、基礎疾患が宝塚市の方の場合にはあった。また、西宮市の方は小児用肺炎球菌ワクチンとDPT、基礎疾患はなかった。それぞれなんですね。基礎疾患はあるいはない方ということで、Hibワクチンとの同時接種あるいはDPTとの接種、また、昨日の宮崎はHibワクチンプラスBCGというふうな例も何つております。こうして、それぞれ接種の内容、また状況は違うようなんですけれども、米田で、Hibワクチンの方は約二十年前に接種を開始された、小児用肺炎球菌ワクチンの方は約十年前に開始されたということもござい

ま

当局が徴収しているということが、その負担を
していただく上での業務の煩雑さや、あるいは正
確な情報入手、あるいは両方を総合した情報を入
手する上で大きな障害になっておりますので、と
りわけ税と社会保障料の合理的で効率的な制度を
つくる上で、この社会保障番号は極めて重要な役
割を果たすというふうな認識をしております。

○あべ委員 そのところは私は重要だと思つて
おりますが、特に、国民からの観点でいいます
と、この給付と負担というの上から目線でご
さいまして、大切なのは行政の縦割りの部分だと
私は思っております。この行政の縦割りの部分
もつと取り払つて、国民視点ですべての制度を見
直していくという観点からいうと、私はこのデー
タベースのつくり込みの仕方が本当に大きく影響
しておると思つておりますが、これは、各省庁の縦割
りデータベースがばらばらになるということ、
副大臣、ごさいませんか。

○大塚副大臣 それも極めて重要な御指摘で、そ
ういうことにならないように、政府全体、つまり
行政全体で共有して使える番号制度をつくつて
いかなければならないと思つておりますので、も
うこのことは、それこそ党派の關係のない共通の
重要課題だと思つておりますので、御協力をいた
だきたいと思つております。

一つ、数字だけ訂正させていただきますが、先
ほど厚生年金保険料率を約一七と申し上げました
が、正確には、六・〇五八でございましたので、
その点だけ訂正させていただきます。

○あべ委員 その縦割りの部分でデータが横断的
に使われるかどうかということは非常に大きな部
分でございます。特に、社会保障関係に関しま
しては地方自治体も絡むことでございますので、
これは総務省絡みの、地方自治体のデータベース
をどう運動させるかということになりますので、
副大臣、これはクラウドを使用していくとい
う理解でよろしいでしょうか。

コンピューティングということでございますが、
システムは、ITの世界は日進月歩でございますし
て、どのような業務、つまり業務要件に対してど
のようなシステム要件が合理的であるかというの
は、これは物によって大きく変わってくるわけ
でございます。

したがって、もし、この社会保障制度の今後の
あり方とかその基盤となる番号制度の業務要件が
クラウド型、分散型コンピューティングに適した
ものとなるのであればそうするべきだと思つた
し、逆に、メインフレームで、集中型で処理した
方がよい場合もありますので、そこは今後の議論
だと思つております。

ただ、点重要なのは、どうも我が国では、何
かをシステム化しようとするときに、システムで
あれば何でもできるという発想で、物すごく複雑
な業務要件をシステムサイドに課すことによつ
て、システム自身が増えすぎていくという、今の
日本年金機構、旧社保庁のシステムも、そう
いうことで大変困つておられるわけでございます。
したがって、先ほど御指摘の点については、クラ
ウドがいいかどうかは別にして、今後の社会保障
制度改革においては、業務オリエンテッドなア
プローチとシステムオリエンテッドなアプロ
ーチをイーブンで検討を加えていくことによつ
て、本当にハンドリングが可能で、サステナビ
リティーの高いものをつくらなければならぬとい
うふうな理解をしております。

○あべ委員 私は、このデータベースの管理の仕
方が、社会保障制度の、特にその行政の縦割りの
中の穴に落ち込んだ方々をどう救済できるかとい
うことが非常に重要な部分であつて、給付と負担
の部分は国がどう考えるかの話であります。
ですから、横断的に、引く感しをしても困らな
い、新たなところに行つてすべてをゼロからやり
直さなきゃいけない、電子政府の観点と、さらに
は、先ほどおっしゃった国の給付と負担の部分
と、国民目線で、今障害者の方々が、また病気を
された方々が、本当に、この病気がなつたら得、
この病気がなつたら損、この障害がなつたら優遇
で、この障害を持つていたら全く冷遇されてしま
うということがあつてはならないと思つておりま
す。

ですから、この社会保障番号をクラウドで管理
していくといつたときに、一番反対したのはいわ
ゆる行政の方々でありました。これは省庁の再々
編成につながるからでありまして、皆様方、政治
主導とおっしゃつてくださるのなら、官僚の方々と
し過ぎた変な政治主導ではなくて、官僚の方々と
手をとり合つた形の、しかしながら、国民目線
で、何をやっていくかということをもつと前面に
出してやつていただけたらと思つております。

時間になりましたので、質問を終わります。

○牧委員 次に、加藤勝信氏。
○加藤勝信委員 自由民主党の加藤勝信でござい
ます。

私の場合は、きょうとあした、三十分ずつとい
うことで質疑をさせていただきます。
まず、第三号被保険者の記録不整合問題につ
いて取り上げさせていただきますと思つて
います。先ほど、我が党の田村委員からも御質問さ
されたこと、大臣の課長通知の発出あるいは
課長通知そのものの認識についてはござい
ました。ほかの政務三役の方は、十二月十五日に発出
されたことをいつ御存じだったんですか。担当の
副大臣、政務官にお伺いいたします。

○岡本大臣政務官 大塚副大臣は、十二月時点で
は御就任されておりました。

私は、十二月十五日のこの発出の前に、年金局
からこういつた通知を出したいという旨の話を聞
いておりました。

もう少し説明をさせていただきますと、当時、
他の案件で協議をすることがあり、話をする中
で、年金局の方から、運用三号というものが、既
に大臣決議があり、そして実施をするための手続
をとつて実施をするという状況になっており、こ
れについてはもう私の決議は要らず、既に決議が
済んでいるからこれは雨々と進めるといふ旨の御
説明、内容についてももちろん伺いました。その
時点で若干違和感を感じたのは事実としてありま
したけれども、組織としての継続性というものが
あり、それについての、発出について聞いたとい
うことでございまして。

○加藤勝信委員 当時の副大臣は御存じだった、
あるいは引き継ぎは大塚副大臣は受けておられ
るんですか。

○大塚副大臣 私自身は、一月の十八日に認識を
受けまして、その日に引き継ぎ式をやりました。
先ほど、大臣にも坂口先生から御下問がありまし
たが、私の資料の中にそれが入つていたかどうか
は、今現在確認をしてみないとわかりません。
ただ、翌十九日から各局のレクが始まりまし
て、年金局の最初のレクのときにこの運用三号の
問題は報告を受けたというふうな記憶をしてお
ります。

○加藤勝信委員 そうすると、すなわち、十五日
の課長通知、きょうの新聞を見ておられますと、決
断、要するに、役所の中で決断がありますけれど
も、決断は大臣のところまでは当然行つてなかつ
た、あるいは政務三役のところには行かずに発出
した、そういう形の記事があつたと思つてしま
い、そういう認識でよろしいんですか。

○岡本大臣政務官 先ほどお話をしましたよう
に、話として十五日より前に私は聞いておしまし
たし、事務方がすべて手続として御断で行つたとい
うようなことではなくて、相談としては受けて
いたということはお伺いいたします。

○加藤勝信委員 いずれにしても、いわゆる、皆
さんは政務三役というお言葉が好きであります
が、政務三役は知つておられたということ、個々
という意味じゃなくて、政務三役のグループとし
ては知つておられた、こういう認識だということ
ですね。

それで、この運用三号、我が党の世田委員が予
算委員会の質疑の中で取り上げておられますが、こ
の運用三号の対象者がよくわからないですね。

以外はわからないという言ひ方が正解だ。だから、わかっている。

例えば、そういう方が十万人おられたとします。たまたま、これまでの本来の措置であれば訂正をしないけれども、統一の指針も十分でなかったという事で、記録としておかしいねということも機構側がわかっているから、訂正されたいという方がおられた。

その方々がこの運用通知によって、一月一日によって、今訂正されたという記録というものが、本来なら訂正しなきゃいけないものを訂正しなくていいということになるわけですね。そうすると、一月一日によって、今、受給権者という人たちは不整合記録がありながらも、もうそれは本来の記録ですよと自動的にみなされたというのがこの通知になるんじゃないんですか。そこを教えてください。

要するに、今問題になっているのは、既定した約千人弱とかいうお話をされているけれども、しかし、この通知によって、今訂正された受給権者をおりながら、不整合記録の事実が把握されている、しかし、そのことはもうよしよしとしよう、一月一日でよしよししようというのが誤良通知の効果になるんじゃないんですか。

○石井政府参考人 この運用三号の取り扱いは、ここに至る背景をいたしまして、旧社会保険庁時代に、平成二十一年の十二月でございまして、当時の社会保険庁の職員それからOB職員に對しまして、まだ顕在化していないいわゆる記録問題、そういうものがあれば回答してほしいというアンケートをいたしました。そのアンケートの回答の中で、第三号被保険者として記録管理されているその期間が実は不整合ではないかという記録が見られることがある、そういうアンケートの結果がございました。

不整合がある、そういう期間を持つておる件数が幾らかということが、調査いたしましたところ、約百三万件ということがわかったわけでございまして、そこで、こういう方々が多数おられるというところで、日本年金機構の方では今システム開発を進めております。これは、システム開発ができました。……(加藤(勝)委員)委員長、趣旨が全然違うから、ちょっともうとめてください。そんな話をしているんじゃないでしょうか、通知の効果を聞いているんですから(と呼ぶ)

いや、今申し上げようと思いましたが、委員の方の御指摘の中で、日本年金機構が不整合を把握しておるといふ御指摘がございましたが、今、その御々の方、受給権者を含めまして、被保険者を含めましてでございまして、御々の方の記録を、不整合期間がある場合にはそれを把握するためのシステム開発を今止めつつある段階だということをおし上げようと思つたわけでございまして、

○加藤(勝)委員 そうすると、不整合記録は判明してないということですか、その方々は。

○大塚副大臣 その方々という御下問になるのか、日本年金機構はという御下問になるかによつて少し答えが違ふんですけれども、ちょっと再整理をさせていただきますが、先ほどの先生の御下問のこの記書きの「受給権者」の記書きによると、現状を把握するということになるんだなという御下問、それはそういう効果があります。そして、その上で、日本年金機構側では、それが年金記録に不整合があるかというのを知っているかという、今審議官が申し上げましたように、これは今、年金機構ではわかりません。そして、御下問の方がわかっているかどうかということについては、制度をよく御存じで、御自分の記録が実は違ふという自覚がある方は、それは御存じだということになります。

○加藤(勝)委員 私がこだわったのは、この記の中に、事後的に判明した場合の取り扱いはこうだ

ということなんです。だから、要するに、この事後的な判明ということ、すなわち、今、蓋然性としては不整合記録があるという、例えばここに集団が明らかにあられる。しかし、それは今おっしゃる通りに、機構としては、まだこの人に對してきちんとした不整合記録かどうか判明していないから、当然この一月一日の時点で判明していないからそのままになっている、こういう解釈、こういうことではないんですか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。先ほどの私の答弁の中で触れましたシステム開発をすることで把握されたケース、これはここで訂正する事後的に判明したということに該当いたしません。

○加藤(勝)委員 そうすると、認識をしたということ、データとしては当然判明しておられるわけですよ。だけれども、それは判明しているとは「わからない」ですね。そういう解釈ですね。ここは、うなずいているからそういうことよろしいですか。

では、そうすると、対象の数は、判明している人がどれもないということでありまして、今の受給権者ということではなくて、むしろこの間に規定をしてきた人たち、規定済みの方々ということが、とりあえず今回の運用三号によって出てきている問題ということに限定して議論していい、こういうふうなふうに思うんです。

その中で、これはちよつと大臣に申し上げたいんですけれども、これも世間委員会から話がありまして、大臣、二月二十四日の大臣談話というや年金の支給は留保する」というふうな明確に言っておられるんです。

私も、きょうは鴨下委員もいらつしやいますけれども、二十四日、鴨下委員の指摘で、留保する。しかし、二十八日も議論をされているんです。何で二十八日にこのことを言わなかったんですか。三月十五日に支給者がありますということ

を何で予算委員会で言わないんですか。

○細川國務大臣 三月の中旬に支払わなければいけない人がいないとか、そういうことを私は言っていないと思ひますけれども、いつの段階でのごとでしようか。

○加藤(勝)委員 いや、だって、大臣の談話の中には、「年金の支給は留保する」と書いてあるんですよ、大臣、それが留保する意味でしよう。

留保のことについて見解だ何だかんだ話して、連の、例えばこのときにもう一つありました。年金業務監視委員会、前倒しにするという話も、たしか鴨下委員のときにありました。いや、残念ながらそれはできませんという報告は総務大臣からはありました。それはそこがあることは、多少、ばたばたですから、我々もわかりますよ。

しかし、二十八日の段階になれば、事務方から、いや、それは実はできませんという話はずっと既にながつていたと私は思う。にもかかわらず、年金の支給自体、国民の皆さんは、ああこれで支給はとまるんだ、だからとりあえず問題はとまっているんだと認識したんです。ところが、実際は、もう首々と三月十五日の支給に向けて走っているんじゃないですか。やはりそういうことはきちんと説明される、聞かれないというわけじゃなくて、もう留保と大臣がおっしゃったから我々は留保の意味はさうだと思つて議論をしているわけですから、前提が違ふんです。何でそこをばつたりおっしゃつていただけなかったのか。それとも、大臣が聞かれたのはもつと後の話なんですか。

○細川國務大臣 その件については、三月中旬に暫定払いの支給がある、こういうことで、それに對して最初は私の方は、委員会でも申し上げたように留保するということ、その留保は、手続の方も進めない、それから年金の方も支払わない。費するに、とめる、ストップする、こういうことであつたわけですが、その後で暫定払いというのがあるということを知りまして、そしてその暫定払いがどうなるのか、それをとめられるのか

どうかということも検討もいたしました。

その検討の過程の中で、既成定者については、法律上、一応、運用三号でやったのだから、既に権利は発生しているという点の考え方と、それからもう一つは、暫定払いの支払いについてはもう既にとめられない状況になっているのではないかと、ということ、そこをとめられるかどうかということも含めていろいろ検討をいたしましたけれども、なかなか最後の方までそれがわからなかったというところもありまして、最終的にもうむを得ないということの結論を出したのは二十八日よりももつと後のことだったと思います。

○加藤(勝)委員 そうすると、大臣は、もう既に支給払いの手続が始まっているということは、二十八日、予算委員会前に御存じだった、そういうことでよろしいですね。

○細川国務大臣 いや、暫定払いが行われるのが三月の中旬だということ、それがとめられるかどうかということについては、これはいろいろ検討した結果、とめられないというふうな最後にわかったのは、もつともつと後のことだったというふうなことであります。

○加藤(勝)委員 いや、違いますよ。三月十五日の暫定払いに向けて事務処理はもう既に進んでいるということ、事務方は当然言いますよ、そんなことは、私から言ってみれば、こんな大臣ペーパーを出すこと自体が事務方がおかしい、こういうふうな思いしますよ。もつときちんと書かなければ。

しかし、そうである以上は、大臣に対して、実はこういう問題があります、もう支給手続が始まって、一月二十日段階、あるいは、三月十五日ですから、二月の二十日段階ではもう既に事務処理に回っているわけじゃないですか。何でそういうのをきちんと書かない。そうすれば全然違う議論になつていくんですよ。要するに、委員会の審議というのはそういうものだと思ふんです。事実に基づかなければ議論できないんですよ。そこにそこがあったら、政府側と我々がそこがあった

ら、かみ合わないじゃないですか。そういうことをきちんとした、だかきやならない。

私は、この問題は非常に、大臣がいつ知られて、その結論、難しいということをつづられたのか、これはまた別途、参議院でも議論されると思えますから、ここではこれ以上聞きませぬけれども、しかし、非常にこれは私としては、特に委員で質問した立場としては、余りにも誠実な対応ではない。

普通、そういうことがあれば、事務方から、いや、申しわけないけれどもあの話はこうだとか、そういうふうに来ますよ。我々のときはやつていましたよ。やはりそういうことをきちんとしていただかなければ議論はできないということを明確に申し上げておきたいと思ひます。

あと、ちよつと時間がなくなつてまいりましたので、最後に一言申し上げておきたいのは、先ほど何か議員立法云々というお話があったんですけども、先ほど申し上げた本件の問題は、運用三ヶ月の前までであったこの状況をどう解決するかというの、一番目があるんですけど、さつき大臣も答弁で、抜本的対策の決定後、年金額は減額されることはあり得るとの通知文を送ることを考えているというお話もあつた。

であれば、閣法で出すのが当たり前じゃないですか。政府が失敗をしているわけですよ。この前であれば、それは、自民党さんあるいは公明党さんともそういう時代があったから、一緒に考えましようと言われれば、そうだなと我々も思ひますけれども、もつと大きい、裁定をしてしまった、受給権が発生している、こういう問題をどうにかしなきゃならない。それをつくつたのは皆さんの政權なんだから、閣法で出すのがまず筋じゃないんですか。

○細川国務大臣 抜本的な解決に向けてやつていくのは、これは法改正を視野に入れてやろうと思つております。その際、どういう形でこの抜本

的な解決をしていくのかということは、今後、私どもの方でも考えてまいります。

○加藤(勝)委員 私どもの方でもじゃなくて、まず私の方からお出しをいただきたい。そこから先は、委員会という場所がありますから、それはいろいろな議論があると思ひますが、まずは政府においてしっかりと案を出していただきたいと思ひます。

いずれにしても、委員長、この問題はまだまだ尽きない部分がございます。先ほど田村委員から長妻前大臣の参考人の話もありましたけれども、その前提として、やはりこれだけ国民の多くの方が高い関心を持っている。私のところにもメールで、NHKでニュース解説という番組があつて三月五日に放映されたら、三百近いコメントが番組のサイトに送られていた。加藤さん、それを見てくれと云うから、私もきのうさつと見させていただきました。

それだけ関心の高い問題でありますし、それから、もう四月十五日の支給というのも近づいてきているわけですね。そして、今あつた五千人を超える方々の裁定をどうするかという問題、目の前に来ているわけですから、これは徹底的にこの委員会で、しかも早期に集中審議をしていただくことをお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。

○牧委員長 理事会において前向きに協議をしたと思ひます。

次回は、明九日水曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時一十九分散会

るんです。

外国の民団によつて選挙を手伝つてもらつてい
る、これどうですか。

○國務大臣(枝野幸男君) 私は承知をしている事
実だけ申し上げますが、私個人は全く応援をいた
だいでいることはいません。

それから、昨年の参議院選挙、余り思い出した
くありませんが、私は党の幹事長でございましたが、
民主党として外国人の方の団体である当該組
織に選挙の応援をお願いをしたり応援を受けたと
いう事実は、当時の幹事長として全く認識をして
おりません。

○山谷えり子君 私は民団の新聞を熟読しており
ますが、いかに緊張つてやつたかということが言
いてありますよ。

それから、今年採択の四月から配られる小学校
の教科書、君が代、国旗・国歌は大切にしよう
にと出いたにもかかわらず、君が代の廣がルパン
三世、もう一つの教科書は君が代の隣がアニメの
吹き替えの方のコメント……

○委員長(前田武志君) 持ち時間が参つておりま
す。

○山谷えり子君 つまり、国歌とアニメを同列に
しようというような何か戦略があつたんじゃない
か。これで九五%のシェアなんです。

子供たちを大切にしてください。自分たちのイ
デオロギーの、そうしたものに使わないでいただ
きたいと思ひます。

以上です。

○委員長(前田武志君) 以上で山谷えり子君の質
疑は終了いたしました。(拍手)

○委員長(前田武志君) 次に、加藤修一君の質疑
を行います。加藤修一君。
○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。
まず最初に総理に質問をいたしますけれども、
今、本予算の審議をやつていられる最中でありま
すけれども、平成二十三年度予算でありま
すけれども、また衆議院におきましては予算関連法案の審

議に入つていられるように聞いております。

総理の今までの行動を聞いておきますと、本予
算とか関連予算の関係については通らないのが野
党のせいであるかのような、そういう雰囲気を作
り出しているような感じがいたすわけなんですけ
れども、首脳陣、これまあ例えの話でありますけ
れども、皆さんの設計図に基づいていわゆる粗思
な自動車、それも燃費も極端に悪く、ハンドル操
作も難しい、どこに行くか分からない、車に乗
する人は危なくてしょうがないと、そんな車を
造つておきながら、まあこれは例えの話でありま
すけれども、車検が通らないと、なぜ車検を通さ
ないんだ、それは車検をやつていられる人が悪い
んだ、そういうふうにならばわんばかりの行動だと私は
思つております。

私は、総理、マニフェストの破綻はもう明らか
であると思つております。国民の皆さんは、修正
できるならば修正してほしい、そういう意見が非
常に多いと。総理は、マニフェストを修正して、
もちろん、修正する前に国民の皆さんに陳謝をし
て修正するということがなければならぬという
ことでありますけれども、マニフェスト撤回宣言、
それを出すべきだと思ひますけれども、どうです
か。

○内閣総理大臣(菅直人君) マニフェストにつ
いては、かなりのものについてかなり具体的に前進
をしていることは御承知のとおりであります。子
ども手当についても、初年度一萬三千元、そして
今の提案をさせていただいている法案あるいは予
算では三歳児まで二万円ということになりました
し、また高校の無償化も進んでおります。さら
には、農業所得所得補償もスタートをしておりま
す。

そういう意味で、マニフェストについて破綻
が明らかとされるのは私たちの認識とはかなり
違つております。と同時に、確かに予定どおり
きていないガソリンの暫定税率などもありまし
て、任期半ばを迎えるころまでには検証も行
いたい、こういう姿勢で臨んでいられるところであ
ります。

○加藤修一君 新聞のいわゆる世論調査によりま
すと、二〇一一年度予算関連法案が年度内に成立
しなかつた場合、責任は政府・与党の方が大きい
と思う人は五六%。それから、今のマニフェスト
の話でありますけれども、状況に応じて修正すべ
きだ、これは七八%ということなんです。国民
の意思はそういうところに向かつていっているとい
うに言つておられます。

あるいはもう一つの別のアンケート調査によりま
すと、これは地方自治体の首長のアンケート調査
でありますけれども、首長の七五%が民主政協評
議院を支持する意向として、大いに評価するのは一
五%を占めた、あるいは全く評価していないのが一
五%を占めた、こういう結果でありますけれども、
そういう意味では十五倍の開きがあるとい
うことなんです。

私は、そういう意味では国民の皆さんはそろ
そろ潮どきではないかと、こういうふうになつてい
るように私は思ひますけれども、総理、どうお考
えですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 政策についていろ
んな議論があることは承知をいたしております。
どういふ意味で潮どきとされたのか分かりませ
んが、私はいつも申し上げておきますように、政
協交代がある程度繰り返して先進黨において
はやはり、例えば四年間の任期、イギリスの場合
だと五年であります。その任期の中で、次の段
階でその間やつたことについて国民の皆さんから
改めて審判を受ける形で、もしやつたことが十分
でなければまた政権交代になりますし、それが評
議院にあれば政権が継続すると、そういうことであ
りまして、現在政権交代から約一年半余りが過ぎ
ておりますが、いろいろな議論があることは大い
に結構ですが、その段階で何か責任を放棄する
というようなことは全く考えておりません。

○加藤修一君 年金の関係に参りますけれども、
厚労省が立法措置を避けまして課長通達で済ませ
たと、これは大変な話でありますけれども、そう
いう救済策を決めたのが長官前厚労大臣である
と。ただし、今さらにお席りの細川大臣は当時
副大臣であつたわけでありまして、これだけ重大
な問題が当時の細川副大臣が知らなかつた。

いわゆるこれは政治主導という観点から考
へていった場合、政務三役が少なくとも、まあ大臣、
副大臣クラスぐらいはこれは決定事項について共
有すべき内容だと思つておられます。それぐらい私
は重要な内容である、そのように考へていられる
わけでありまして、そういう意味では意思の疎
通がなかつた。政治主導を標榜している民主党
が、ある意味で内閣の各省の政務三役が結束し
なければいけない、結束したときに初めて今
以上に力が出るわけでありまして、こ
ういふことでは誠に遺憾である。

総理、こつぱつたことについてはどう思
いますか。もう私はある意味では強制的なやり方であ
つたなと思つておられますけれども、要は政務三
役の関係でそういう重要な決定事項については共
有をすれば、こつぱつたことについてはどうお考
えですか。

○内閣総理大臣(菅直人君) 今回の運用三役の問
題で、課長の通達ですか、通知ですか、そういう
形で対応したということについて、現在、細川大
臣の方でそれに対する対応を検討していただ
いられるところでありまして。

私としては、そうした極めて重要な問題を課長
の段階で決めたという在り方については、い
ろいろ指摘がありますが、問題があつたと思つて
おりまして、やはり法律に基づいて対応が望ま
しいと、そう考へておられます。そういう方向を含
めて今、細川大臣の方で最終的な方向性を、総務大
臣等とも相談をして方向性をきちつと定めていた
だいでいる段階であります。

そういう意味で、私がかつて厚生大臣を務め
たときにいろいろな情報、当時は政務三役お

ませんでしたが、上がつてこないことである。ある種の役所とやり合つたことが何度もありますけれども、今回の問題も、そのことも含めてきちつとした対応を將來に向かつてやらなければならぬし、やつてほしい、このように思つております。(発言する者あり)

決して役人のせい、やじに答える必要はないわけですが、役人のせいと口づつていられるんじやなくて、今先生が言われたように、政務三役がきちんとやらなければならぬということも含めて、きちつとした法律制度で対応してまいりたいと、こう考えております。

○加藤修一君 ほかにもこういうことがあるとは思つておりませんが、総理はこういうケースを踏まえて金省庁に、政務三役ですね、特に、そういったことについてこういうことがないように指示はしましたか。

○内閣総理大臣(菅内閣) これは、私も多少いろんなケースをかつて経験いたしました。もちろん、こういったことが一般的にあつていとはもちろん思いませんし、そのことについては必要に応じて閣議や閣僚懇談会でも話をしておりま

す。改めてそのことも指摘をしておきたいと思つた。ただ、問題なのは、情報というのは、御存じのように、特に厚生労働省などは無限にと言つていくくらいあります。どの段階までをどのところで把握するのか。私は、今回のケースは当然政務三役が把握すべき問題だつたと、そう思いますが、同時に、政務三役、まあ厚生省の場合、五人か六人だと思つていますが、森羅万象についてどこまである意味役所の方で対応し、どこからのものはきちつと上げさせるか、こういうことも含めて、これからの政務運営の中でしつかりと対応するよう指示をしてまいりたいと思つております。

○加藤修一君 ある意味では超法規的、強制的なやり方だと私は思つておられます。例の八ツ場ダムの場合についても、法律上の手続にのつとつてやらなければならぬにもかかわらず、一刀両断に発

出しているわけでありまして、そういうやり方はやはり怖ろしいと思つております。

外国からの献金を受けた前原前外務大臣の件についてでありますけれども、岡田幹事長は七日の記者会見で、外国人から献金を受けたい、どのようにするか話し合うことが大切だ、各党間で協議したいと、このように言つておられるわけでありまして、私も、私は民主党は巨大な党だと思つておられます。非常に責任は重たいと。そういう意味では、前度も必要ですし、説明責任も十分果たさなければいけない。あるいは自浄能力も十分発揮させなければいけない。

そういうことから考えていきますと、この岡田幹事長の話の前にもやることがある。それは御党がやつぱりそういう実態調査をすべきです。前原前外務大臣のような重鎮の方がそういうことは知らなかつたという話じやないですか。ある意味ではそういうことを言つておられるわけでありまして、是非御党の実態調査、そういうことが行われているかどうか、そういうことはきちつと調査すべきであると思つております。どうですか、総理。

○内閣総理大臣(菅内閣) 岡田幹事長の発言、まだ細かく全ての趣旨を聞いておられるわけではありませんが、私が理解しているところによれば、例えばインターネット献金などにおいて一百万円とかを振り込まれたときに、その段階で振り込んでいただいた方の固執はなかなか表示をするという形には一般的にはなつておりません。また、欧米の方であれば名前から判断することもできますけれども、いわゆる通称の日本によくある名前が使われている場合にはなかなか推測も難しい。

そういうことを含めて、どうあるべきかを野党の皆さんも含めて協議をしようという趣旨で話をされたというふうには、少なくともそういうことも含めての話だつたと思つております。そういう意味で、当然、法律は遵守しなければなりませんし、それに対して注意をしなければなりません。そういう意味で、それぞれの政治

家としてきちつと注意をすると同時に、党としてこういうことが二度とないように、しつかりと党の中でもそういうことの出発防止のためにどうすべきか検討させたいと、こう考えております。

○加藤修一君 調査をすべきだと思つております。どうですか、それは、

○内閣総理大臣(菅内閣) ですから、今申し上げたように、まずはどういふ形でこういう問題を、何といひましようか、調査をするにしても、インターネットの場合に、じゃ、全部いただいた方に改めて図柄をお問合せということも含めて、そういうことも含めて検討をいたしたいと、こう思つております。

○加藤修一君 堂々巡りしてもしようがありません。それから次の問題に行きますけれども、地域再生基金強化交付金、これの意義、目的、役割等について説明をお願いいたします。

○国務大臣(片山善博君) 地域再生基金強化交付金でありますけれども、これは、地域再生でありますとか地域づくりの面で自治体の自由度をできるだけ高めるといふところにそのポイントがあるだろうと思つております。ただ、道路でありますとか、汚水処理施設でありますとか、それから港灣整備でありますとか、ごく限られた領域ではありますけれども、しかし既存の縦割りの補助金と比較しますと、一定程度のその自由度が増しているという意義は感じられると思つております。

今、予算で、一括交付金をこの予算の案の中に盛り込んでおりますけれども、言わばこの一括交付金の原型といひましようか、ミニ一括交付金というふうな位置付けができるんではないかと担当大臣としては思つております。

○加藤修一君 これは昨年の臨時国会でも取り上げたことなんですけれども、やはりこれは行政の予見可能性、これが担保できないということ、またそういう信頼がなかなか回復できない部分があるものですから、改めて確認ということをお願いをしております。

結局、あの平成二十三年の既得要求ではゼロ査定になつてしまつて、最終的にそれは方針変更をして六百二十億を付けたという話でありますけれども、事業費ベースでは三千六百五十億円という非常に大きな数字ですね。いわゆる地方の様々な事業展開をやつていく上では非常に貴重な財源であり、雇用との関係についてもつながつてくる話なんです。

そういう意味で、なぜこういう国会召集改のようないふことをやつておられるのか。この辺について、原口前大臣とは片山さんの関係で全然つながつていないわけですね。どういふ詳細軸を持つていのかと非常に不思議に思わざるを得ないわけでありまして、その辺について。

○国務大臣(片山善博君) これは、議員がゼロ査定とおっしゃいましたけど、そうじゃなくて、そもそもその要求をしていなかったというものであります。

私、昨年の九月に改造内閣で担当大臣になりました。一部の自治体からなせ要求が出ていないのかというのを聞いた覚えはありますが、それから、四か月前だつたと思つておられますけれども、議員からもこの場でのことについて指摘がありました。私なりにその点検をしてみました、一種の手違ひが多分あつたんだろうと思つて、省内の自主的な事業詳細といひましようか、レビューでもつて要求しないことになつた。

しかし、この事業というのは、自治体の方では群衆的に事業を行うわけでありまして、言わば自治体から見ればはしこを外された格好になつてしまつたという。これはやはり自治体への配慮をしなければいけないということも当然でありますので、そこでこの場でもお答えしたと思つておられますけれども、予算編成過程において何らかの措置をとりたいと、私からも、それから野田財務大臣からもお答えいたしましたけれども、その予算編成過程での検討の結果、一定の予算額を確保している、こういうことでもあります。

係の調査を進めております。現在、職員の人、学会関係者への聴取を進めている最中であり、できる限り早期に検証を終えたい、このように考えております。

○高橋(千)委員 何ら具体的な答弁がなかったわけですけれども、少なくとも、文書があったという事実と、パソコンを見ればわかるわけですから、どこから出てきたのかくらいはわかるはずですよ。

○小林大臣政務官 現在、先ほど言ったように、職員と学会関係者の双方から事実関係を聴取しております。聴取した上で検証したいと考えておりますので、途中経過でお答えすることは差し控えます。

○高橋(千)委員 文書は手元にありませんし、これは原簿からいただいておりますので、認めますね。

○小林大臣政務官 先生御指摘のそういう声明文書が出されたということは承知しております。

○高橋(千)委員 「肺がん治療薬イレッサ」の訴訟にかかると和解勧告に対する声明文ということ、これは案外ということも書いていないわけですが、これは案外、表裏の最後と、「新たな治療法や治療薬の開発は、多くのがん患者さんにとって大きな願いです。この真摯な願いを阻害しかねない今回の和解勧告について、日本医学会として懸念の声明を発します。」というふうに書いてありますから、これがまさに医学会の声明の案として出されたものであるというふうになると思うわけですね。

一方、二十六日の読売新聞では、日本肺病学会に対して、所見にコメントしてほしいなどとメールしたとされている報道もされています。

また、医師の専門誌である「集中」というところには、「イレッサ訴訟について」と題した依頼書がある、医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室長の岡浦佐から政務三役への御説明を振りつける内容である、こういうことも記載をされております。

ちなみに、局長と岡本政務官それぞれ、これらの文書について承知をしていたのか、確認したいと思えます。イエス、ノーで。

○小林大臣政務官 現在、関係者から聴取を進めているところでありますので、一通り聴取した上で検証したいと考えております。途中経過でお答えすることは差し控えます。

○高橋(千)委員 小林政務官には聞いておりません。局長と岡本政務官に聞いています。

○小林大臣政務官 先ほど言ったように、調査チームを立ち上げた経過を報告いたしました。私の方で今この調査をしておりますので、先ほど言ったように、途中経過でございまして、お答えすることは差し控えます。

○高橋(千)委員 ちよっと、通告しているにもかかわらず、答えない。これは別に、職員を呼んで聞いて聞いているわけではなく、各弁する立場の方に、小林さんではなくて岡本政務官に、なぜこれが答えられないんですか。いや、もういいです、小林さんには聞いておきます。これは岡本さんに聞いています。岡本さん、立てないんですか。いいです、小林さんに立つてもらう必要はありません。大臣に伺います。では、岡本さん。

○岡本大臣政務官 いや、私、別に立てないわけではなく、ただ、調査が今進んでいる最中ですから、一部だけお話をしようという話はどうかという話もあり、先ほどのような話をしたところであり、重ねての御質問でありますから、私の点だけお答えをさせていただきますと、私の場合は、この文書については承知をしておりますので、こういった報道があったから事実関係を事務方から聞いたということですね。

○高橋(千)委員 それだけのことをなぜためらうのでしょうか。逆に、非常に不信感を持つわけであり、大臣に求めたいと思うんですけれども、やはりこれは組織的な問題ではないかという指摘がされ

ているわけですね。このような手法がまさか日常茶飯事に起こっているのではないかとさえ疑わざるを得ないわけですね。

二十三日には東京地裁の判決を控えています。これ自体が直接判決にかかわると言っているわけではないんです。しかし、真相のよりくらしと時間稼ぎになるのは、やはりどう考えてもまずいです。遅くとも来週までと大臣が期限を区切り、最終的な報告が出せないのであれば、検証チームの公開あるいは中間報告、せめてそのくらいはやるべきだ。秘密裏に行われたこの間の情報操作が、報告までもなぜか秘密裏になつていいることはあつてはいけないと思うんです。

大臣、いかがですか。

○細川國務大臣 この件に関しましては、予算委員会でも委員から御指摘がございまして、私の方からこれを調査する。しかも、これは高橋委員が言われるように大変な不信を招いたようなことであるから、徹底的に調査をするようにということで、チームを定めて小林政務官にチームをなつてもらつて、調査を進めていただいております。

なお、私の方からは、委員が御指摘されましたので、さらに督促をしておきたいと思っております。

○高橋(千)委員 さらに督促ということでありました。ある程度期限を区切ってほしいという御旨であることを重ねて指摘したいと思っております。

私は、この後質問する運用三号の問題のように、事は、主犯がわかつたら処分すればよいという立場ではないんです。それでは問題が進まないんです。やはり依頼文書が効力を発揮したのか、厚労省の内部文書によつて、大臣自身もあるいは首脳も、がん患者全体の利害を考える必要があると発言してきた。つまり、がん患者とイレッサ被害者を分断しかねない世論づくり、この間与が

あつた、そういう重大な問題なんです。これは、期限を区切って、そして事実を率直に認めて是非大阪地裁の判決は、単に岡が勝訴、製薬企業が

敗訴というものではありません。今回の判決は、イレッサの有効性、有用性についてはいずれも肯定しているのです。その上で、製薬会社には製造物責任法上のいわゆる指示、警告上の欠陥があつたと認められる。としました。そして、国に

ついて、「イレッサ」の輸入を承認したことや承認後に必要な安全確保のための措置を行使しなかつたことについて国家賠償法上の違法はない。とした上で、添付文書に「間質性肺炎を記載するよう行政指導をした」とどまつたことは、必ずしも万全な規制権限の行使であつたとはいえない。と書いてあるわけであり、

つまり、製薬会社の責任を明確に認めながら、国の責任を認めないということ、原告らにとつては納得のいくものではありませぬ。しかし、そのことをおいても、違法でないからよいということとは、到底認めない判決なのです。岡の責任を不問とせず、今後のがん対策にも生かしていくべきだ、この趣旨を読み取るべきだと思つていますが、大臣、もう一言、あれば。

○細川國務大臣 この訴訟そのものにつきましては、岡の方が勝訴したということもありません。これについては高橋委員の方からはいろいろとあるかと思つては、私どもも私どもも私どもも、今後、この訴訟と関係なく、がん患者の皆さん立場に立つたがん対策をしっかりと立てていくということ、これは前々から申し上げておるところであり、進めていきたいというふうに考えております。

○高橋(千)委員 某書評を踏まえた臨時委員会の最終提言でも重要な指摘をされておりますので、ここをしっかりと踏まえた対応を重ねてお願ひしたいと思つております。

また、調査の結果については、なるべく早く、そして本委員会にも御報告をお願いしたいということをお願いして、次に進みたいと思つております。

次に、第三号被保険者の年金記録不整合問題、いわゆる運用三号について伺いたいと思つております。

ちよつと私が、二十四日の予算委員会イレッ

サの質問をする前に鳴下議員のこの問題の質疑があつて、大混乱に巻き込まれてしまつたわけでありませうけれども、きのうからようやく厚生委員会が質疑が始まつたそのやさきに、既に昨夜のテレビ報道で、関係者の処分や法案の改正、その中身まで取りざたされている。ちよつとそれは委員会質疑ではないか、ちよつと待てというものが正直な気持ちであります。

そこで、まずは、八月に、昨日ですが、年金業務監視委員会から提言が出されました。その趣旨について、総務省の内山政務官、前席に御説明ください。

○内山大臣政務官 高橋先生、御質問いただきましてありがとうございます。前席に答弁させていただきます。

昨日、運用三号の問題について、年金業務監視委員会としての意見が出されました。委員長から総務大臣に意見を出されたところでございます。概要は、「運用三号」は、その内容が国民年金法に違反する疑いがある上、年金受給者間において著しい不公平をもたらすと考えられることから、廃止すべきである。年金記録上、既に第三号被保険者の資格を失つているにもかかわらず、第三号被保険者として記載されている者に対して何らかの対策を講じる必要性があることも否定できないところであり、早急に、公平・公正な対策を検討し、必要な立法措置を講ずるべきである」と述べております。

以上でございます。

○高橋(千)委員 前席にありがとうございます。資料は一応、その一部なんですけれども、二枚目につけておきました。特に、「理由」のところ、アンダーラインを引いておきましたけれども、「違法の疑い」ということで、「法律上想定している金額を超えた年金給付を行うことを、立法措置によらず、厚生労働省の副長通知によって画一的に認めるものであり、違法の疑いがある」と、大変厳しい指摘かなと思つております。

これがお目に出されているわけですが、それを受けて、昨日は夕方六時から年金記録回復委員会が開催をされまして、大体一時間くらい議論されたのかなと思つておりますけれども、その後、資料の三枚目でございます。全一頁で決議をされたと同つておりますけれども、記録回復委員会の「第三号被保険者の記録不整合問題」についての意見という、案のとれたものが厚生労働大臣あてに出されたものであります。

これを見ますと、あれつと思つてですね。例えば、一番目、いわゆる「運用三号」については、昨年三月の当委員会の総意としては、やむを得ない対応であるとしたところだが、これについては、当時の状況からすれば、従前の対応との連続性の観点及び今後の見直し等の観点から、一つの考え方であったと思料する」と。

意味がわからないんですよ。一時間も議論して、これは違法であるとかで指弾をされていて「二つの考え方」というのは、ほとんど責任も認められておられないし、あるいは厚生労働省の責任だとも言つておられないし、どういふことなのか。監視委員会の見解をどう受けとめたのか、伺いたいと思つております。

○大塚副大臣 昨日、私は、この回復委員会にずっと出席をさせていた。この今の先生が御指摘になつた意見書をもとめていただくプロセスを全部、当事者としてそこにおりましたので、よく状況は理解しております。

回復委員会の委員の先生方、たしか七人が八人だつたと思つて、全員が御発言になりました。まさしくこの一番の理由に書いてあります。とおり、従前の対応との連続性、つまり、昭和六十一年から現在に運用三号と同じ状態が生まれてきた中で、しかもそれが知らない間に行われていた、暗黙裏に行われていたということが明らかになつた。さて、この問題にどう対処していくかということとを考えると、今後適正な姿に戻していくにしても、本当に無年金や低年金にならるリスクのある方々を考えると、それまでの対応との、つまり従前の対応との連続性の観点と、そして、この手書きが入つていらつしやるというのは、この手書きのないものが最初委員長から原案でお示しになられて、委員の方のお一人の御指摘で、いや、それは従前の対応との連続性の観点からだけでは、実は、今後はできるだけ、可能な限り正確な姿に近づけていくんだけれども、その過程における今後の見直し等の観点も考えると、今までは明瞭化するということにも一つの理があつたのではないかと御意見が全員だつたんです。私その場で聞いておりましたけれども、したがって、この一番の文章がでさ上がつております。

ただ、今内山政務官が御示しをいただいたように、それに先立つて、総務省の年金業務監視委員会から御指摘の意見書が出されました。そこには、「違法の疑い」と明記をされております。しかし、これは「違法の疑い」という年金業務監視委員会の御意見でありまして、もちろん真摯に重く受けとめておりますが、違法かどうかということと最終的に判断するのは司法の判断であり、この状況について、どういふ立法的措置によつて解決するかというのことは立法府の判断であります。今この年金業務監視委員会の御指摘というのは、私どもの今のこの政情においては、年金業務も、厚生労働省及び旧社会保険庁、日本年金機構だけの考えで行うことなく、第三者の行政監視権能を持った、従前のものと置かれた業務監視委員会からも適切なチェック機能を実現していただかなければならぬ、このことについて、今後、より適正、公正な年金制度が構築されていくことに資するものというふうな思つております。

○高橋(千)委員 私は、記録回復委員会の議論が、昨日ではなくて昨年末の議論も、何度も指摘をしてきたじゃないかとおっしゃっている方が委員の中にいるわけですよ。そういうことを積み重ねてきての「やむを得ない」という結論であつた。そういうことに対して、やはりもつと真摯に受けとめがあつてよかつたのではないかなと。本席にこれで、結局、解決策の展望も、必要な助言を行うとしかないという点では、非常に残念に思うなということを指摘したいと思つてます。

ちよつと通告はしてないんですけども、大臣、きのうテレビカメラの前ではいろいろなことをおっしゃつておりましたので、受けとめについて、一言お話をいただきたいと思つてます。

○細川副大臣 受けとめというのは、回復委員会の方でしょうか。(高橋(千)委員 はい)と呼ぶ)これについては、年金業務監視委員会、こちらの方からも総務大臣の方に意見書が出されました。そしてまた、総務大臣から私の方に御意見をいただきました。その中では、この運用三号については廃止をしろ、そしてまた、法的な手段によつてこの問題は解決をするように、そういうような大変厳しい御意見もいただいたところでございます。そしてまた、回復委員会の方でも、法的な、抜本的な解決をしていくことについて、それはそれでよろしく、こういうような御意見もいただきました。昨日、この問題について、抜本的な改革案について御提示をさせていただいたところでございます。

いろいろと混乱を生じたことについては、これは大変申しわけなかつたというふうな思つております。

○高橋(千)委員 少し話を次に進めながら、もう一度聞いていきたいなと思つて、もう年金業務監視委員会の提言は基本的には妥当ではないかなと思つてはいるんですけど、廃止にかかわる解決策についてはすつきりとはいかないと思つております。最大のネックは、既にもらつておられる方の意見書では「裁定未了の者」については、「運用三